

Ⅲ 埼玉県レッドデータブック 動物編 2018（第4版）について

1 刊行の経緯

埼玉県のレッドデータブック（動物編）は、これまでに初版を平成8（1996）年、改訂版を平成14（2002）年、再改訂版を平成20（2008）年にそれぞれ刊行してきた。第4版となる本書は、執筆のための資料収集調査を平成25（2013）年11月に開始し、平成28（2016）年10月まで調査をおこなって完成させたものである。この間、平成26、27年には環境省による新版のレッドデータブックが相次いで刊行され、本書はそれらの記述内容を反映させたものになっている。

なお、本編では、埼玉県版レッドデータブック動物編について、以下の（ ）内のように略記する。

さいたまレッドデータブック—埼玉県希少野生生物調査報告書 動物編—. 1996年発行（初版）

改訂・埼玉県レッドデータブック 2002 動物編. 2002年発行（改訂版）

埼玉県レッドデータブック 2008 動物編. 2008年発行（前版）

埼玉県レッドデータブック 動物編 2018（第4版）. 2018年発行（本書）

2 調査体制

調査は、埼玉県レッドデータブック動物編改訂調査検討委員会の助言のもと、NPO法人埼玉県絶滅危惧動物種調査団が受託しておよそ3年をかけて実施し、埼玉県レッドデータブック動物編改訂編集委員会の助言を受けながら原稿執筆・編集作業をおこなった。

(1) 調査検討委員会・編集委員会 名簿

埼玉県レッドデータブック動物編改訂調査検討委員会（平成25年度～27年度）

委員長	牧林 功	埼玉昆虫談話会 顧問
副委員長	金澤 光	環境科学国際センター 担当部長（平成25年度末まで）
	巢瀬 司	NPO法人埼玉県絶滅危惧動物種調査団 理事（平成26年度以降）
委員	江村 薫	埼玉昆虫談話会 会長
	鎌田 直人	東京大学農学生命科学研究科 教授（平成26年度末まで）
	河野 博	東京海洋大学大学院 教授
	須田 知樹	立正大学地球環境科学部 准教授
	須永伊知郎	公益財団法人埼玉県生態系保護協会 研究部長
	平尾 聡秀	東京大学農学生命科学研究科 講師（平成27年度以降）
	藤田 宏之	埼玉県立川の博物館 学芸員
県機関	環境科学国際センター	
	農林部農林総合研究センター	

教育局生涯学習文化財課
県立自然の博物館
環境部みどり自然課

埼玉県レッドデータブック動物編改訂編集委員会（平成 28 年度）

委員長 河野 博 東京海洋大学学術研究院 教授
副委員長 江村 薫 埼玉昆虫談話会 会長
委員 草野 保 首都大学東京理工学研究科 助教
須田 知樹 立正大学地球環境科学部 教授
須永伊知郎 公益財団法人埼玉県生態系保護協会 研究部長
平尾 聡秀 東京大学農学生命科学研究科 講師
牧野 彰吾 NPO 法人埼玉県絶滅危惧植物種調査団 代表理事

県 機 関 環境科学国際センター
農林部農業技術研究センター
教育局生涯学習文化財課
県立自然の博物館
環境部みどり自然課

(2) 調査員名簿

《脊椎動物・円口類》

哺乳類	町田和彦・井上茂樹	鳥 類	対馬良一・小峯 昇・島田 勉
爬虫類	藤田宏之	両生類	藤田宏之
魚類・円口類	金澤 光・川井 優		

《無脊椎動物 昆虫類》

ハ チ目	曾根崎猛史	チョウ目チョウ類	塘 久夫・巢瀬 司・石塚正彦
チョウ目ガ類	萩原 昇・築比地秀夫	トビケラ目	石井克彦・岩田泰幸
ハ エ目	田悟敏弘	シリアゲムシ目	牧林 功
コウチュウ目	新井浩二・亀澤 洋・岩田泰幸	ヘビトンボ目	牧林 功
ラクダムシ目	牧林 功	アミメカゲロウ目	田悟敏弘
カメムシ目	野澤雅美・碓井 徹	ナナフシ目	和田一郎・佐藤祐治
バッタ目	和田一郎・佐藤祐治	カワゲラ目	佐藤祐治
カマキリ目	和田一郎・佐藤祐治	ゴキブリ目	佐藤祐治
ハサミムシ目	石井克彦	ガロアムシ目	石井克彦
トンボ目	碓井 徹	カゲロウ目	石井克彦・岩田泰幸

《無脊椎動物 昆虫類以外》

甲殻類	金澤 光	多足類	桑原幸夫
クモ目	平松毅久	軟体動物	松本充夫
扁形動物	新井浩二		

《森林公園調査全般》

谷津弘子

(3) 調査協力者 名簿

林 正美 埼玉大学名誉教授、元埼玉大学教育学部生物学研究室

阿部 功	荒井大介	飯森政宏	井口卓磨	石井徹尚	石澤直也	市田忠夫
伊藤克哉	伊藤智明	井上尚武	岩田朋文	岩浪 創	内田 博	内田正吉
江口 博	江守和枝	大野勝示	笠原 浩	河合 裕	川名美佐男	菊池久雄
小池 巧	近藤 昇	近藤京子	斎藤 貴	斉藤裕也	佐藤浩一	佐藤正康
菅谷輝美	鈴木 幸	敷地富士雄	平 誠	千野治夫	釣卷岳人	長谷川勝
初雁 稔	半田宏伸	深谷 航	藤波不二雄	二場恵美子	水上久雄	森田幸人
守山義一	柳澤紀夫	山中豊彦	吉澤聡史			

宮内庁埼玉鴨場

国営武蔵丘陵森林公園

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林 秩父演習林

東京都水道局羽村取水管理事務所

埼玉県自然学習センター

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター

さいたま緑の森博物館

埼玉県立自然の博物館

入間漁業協同組合

埼玉中央漁業協同組合

埼玉東部漁業協同組合

埼玉南部漁業協同組合

公益財団法人埼玉県生態系保護協会

埼玉昆虫談話会

秩父愛鳥会

日本野鳥の会 埼玉

早稲田大学自然環境調査室

3 執筆者一覧

《脊椎動物・円口類》

哺乳類	町田和彦	鳥類	対馬良一・小峯 昇・島田 勉
爬虫類	藤田宏之	両生類	藤田宏之
魚類・円口類	金澤 光		

《無脊椎動物 昆虫類》

ハチ目	曾根崎猛史	チョウ目チョウ類	塘 久夫・石塚正彦・巢瀬 司
チョウ目ガ類	萩原 昇	トビケラ目	石井克彦・岩田泰幸
ハエ目	田悟敏弘	シリアゲムシ目	牧林 功
コウチュウ目	新井浩二・亀澤 洋・岩田泰幸	ヘビトンボ目	牧林 功
ラクダムシ目	牧林 功	アミメカゲロウ目	田悟敏弘
カメムシ目	野澤雅美・碓井 徹	ナナフシ目	和田一郎・佐藤祐治
バッタ目	和田一郎・佐藤祐治	カワゲラ目	佐藤祐治
カマキリ目	和田一郎・佐藤祐治	ハサミムシ目	石井克彦
ガロアムシ目	石井克彦	トンボ目	碓井 徹
カゲロウ目	石井克彦		

《無脊椎動物 昆虫類以外》

甲殻類	金澤 光	多足類	桑原幸夫
クモ目	平松毅久	軟体動物	松本充夫
扁形動物	新井浩二		

〈写真提供者〉

[脊椎動物・円口類]

ニホンモモンガ(斉藤 貴) キクガシラコウモリ(埼玉県立自然の博物館) シラコバト・ヒクイナ・コアジサシ・オオタカ・タマシギ(小峯 昇) ムサシトミヨ・スナヤツメ(金澤 光) シマヘビ・シロマダラ・モリアオガエル・アカハライモリ・トウキョウサンショウウオ・ツチガエル(藤田宏之)

[無脊椎動物 昆虫類]

ソボツチスガリ(埼玉県立自然の博物館) クロマルハナバチ(曾根崎猛史) オオムラサキ・ハガクビナガゴミムシ・オオヨツボシゴミムシ・キイロジョウカイ・オナガカツオゾウムシ(新井浩二) ミヤマシジミ(塘 久夫) ミドリシジミ・ツマグロキチョウ・ヒメハチモドキハナアブ・ハマダラハルカ・キバネツノトンボ(田悟敏弘) オオチャバネセセリ(石塚正彦) オナガミズアオ・アシナガモモブトスカシバ(萩原 昇) ナマリキシタバ(築比地秀夫) イズササキリ・ヒサゴクサキリ・クチキウマ(佐藤祐治) コガタカンタン・ヤマヤブキリ・クツワムシ・トゲナナフシ(和田一郎) タケウチトゲアワフキ・エサキアメンボ・オオセスジイトトンボ・ヒヌマイトトンボ・オオキトンボ・ハッチョウトンボ[採集者:矢野重明氏](碓井 徹) ガロアムシ(石井克彦)

[無脊椎動物 昆虫類以外]

シロホタルヤスデ・ミヤマタテウネホラヤスデ(桑原幸夫) カネコトタテグモ(新井浩司) コガネグモ・オオトリノフンダマシ・トゲグモ(平松毅久) チチブギセル・ヤグラギセル・ヤセアナナシマイマイ(松本充夫) ヌカエビ(金澤 光) ナミウズムシ(新井浩二)

4 調査概要

調査初年度である平成 25 (2013) 年度は 11 月から調査を開始したが、多くの動物類にとって活動が不活発な時期であったため、おもに調査対象とすべき候補種の選定と文献資料の収集をおこなった。調査候補種としては、前版の掲載種 787 種に、2012 年に環境省から発表された第 4 次レッドリストと文献調査から新たに選んだ 105 種を加え、全 892 種を第 4 版に掲載するための調査候補種とした。また、文献資料の収集では、埼玉県動物相に関するものを中心におよそ 6,000 件の文献をリストした。

調査 2 年目と 3 年目の平成 26 (2014) 年度～平成 27 (2015) 年度は、現地調査および聞き取り調査を中心に実施した。その結果、平成 27 (2015) 年度末の時点で、レッドリストに掲載すべき種として 843 種(鳥類については、繁殖鳥と越冬鳥とで重複がある)を選定した。また、埼玉県産動物相の全容を把握する作業も並行しておこない、これまでに埼玉県内で記録された動物全種 12,035 種、併せてその中から外来種を抜粋し、リストを作成した。

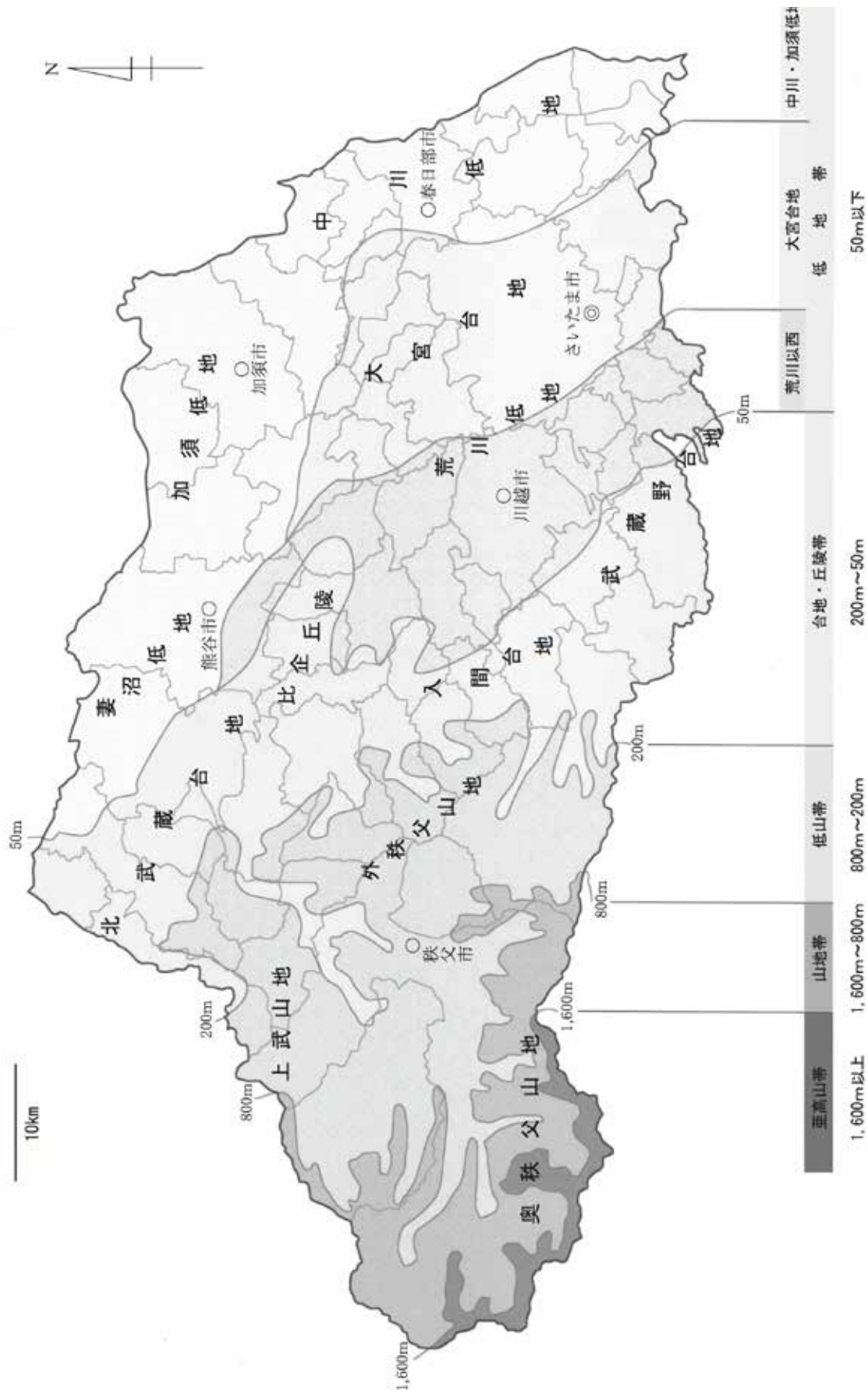
平成 28 (2016) 年度は補完調査を 10 月まで継続し、そこで得られた新たな知見や資料などを整理し、レッドリスト掲載種を 842 種(鳥類については、繁殖鳥と越冬鳥とで重複がある)、埼玉県産動物種を 12,375 種とした。

5 地帯区分について

埼玉県の自然地形を、標高を基準にして区分する考え方は村本(1975)が提唱したものである。その 3 年後に刊行された埼玉県動物誌(1978)では、いち早くこの地形区分を導入して[亜高山帯：標高 1,600m 以上]・[山地帯：標高 1,600m ～ 800m]・[低山帯：標高 800m ～ 200m]・[台地・丘陵帯：標高 200m ～ 50m]・[低地帯：標高 50m 以下]の 5 地帯に整理した上で、それぞれの地帯と様々な種群の動物の分布を関連づける考え方が示された。

埼玉県 RDB 動物編の初版(1996)から採用している『地帯区分』は、その 5 地帯区分を基本にしつつ[低地帯：標高 50m 以下]をさらに 3 つの地帯[荒川以西]・[大宮台地]・[中川・加須低地]に細分して用いている(図 1.2、表 1)。レッドリスト掲載種について、地帯区分ごとのレッドランクを表記することは、埼玉県の多様な自然環境の中でレッドリスト種がどのような生息状況にあるのかを示すのに適切な手法であり、第 4 版となる本書まですべてこの考え方を採用している。

図1 埼玉県地帯区分図



原図：新井浩二，埼玉県地帯区分の概念は、村本(1975)による。

図2 市町村と地帯区分の関係

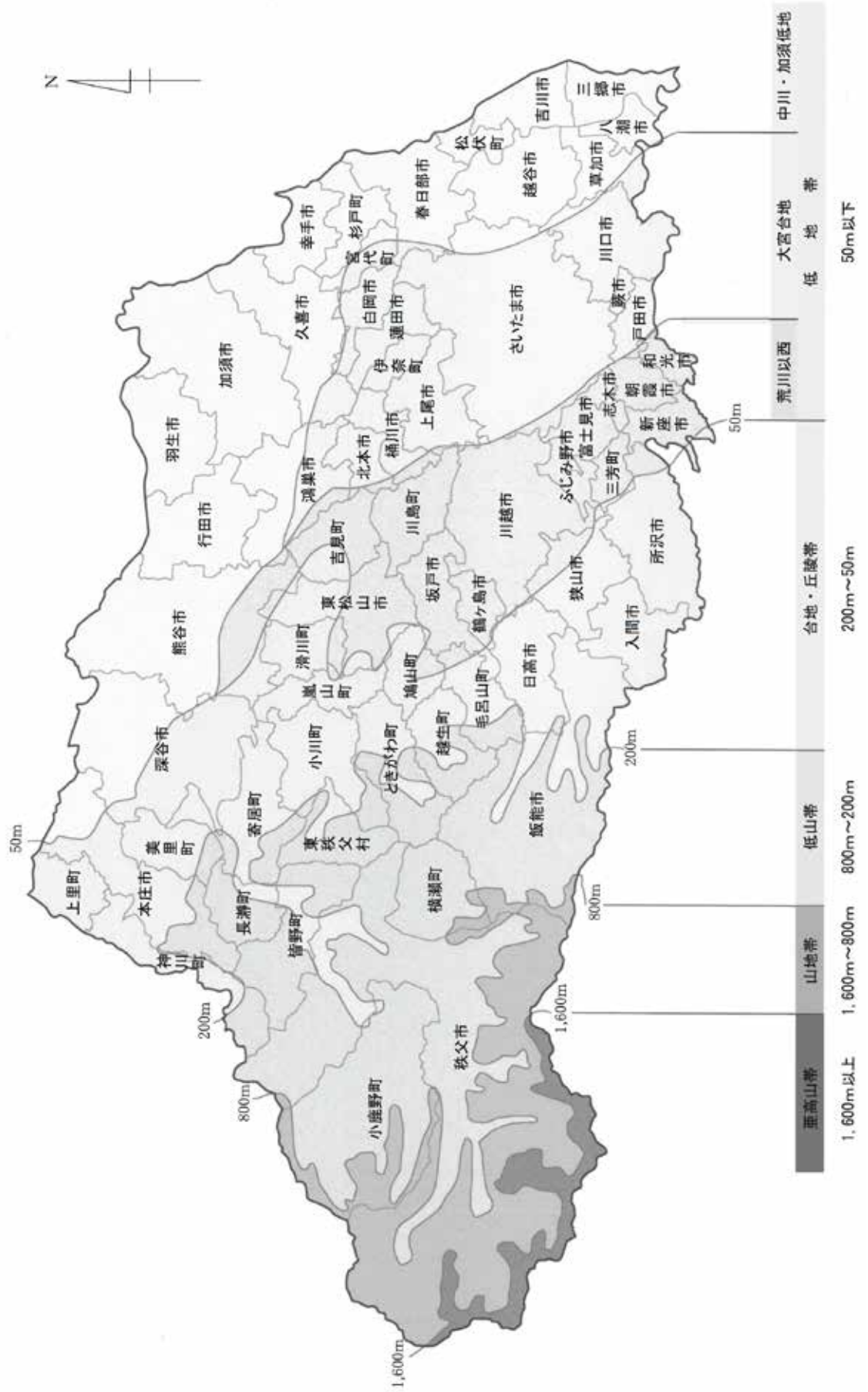


表 1 市町村—地帯区分 対応表

下表の市町村は、それぞれの市町村域の最高標高地が含まれる地帯区分を基準にして配列している。ゴシック体表記の市町村名は平成 28（2016）年末時点での 63 市町村を、明朝体による表記は平成 13（2001）年 3 月末時点での 92 市町村当時の旧市町村を表している。

◎：市町村域が占める主要な地帯区分 ○：市町村域の一部が該当する地帯区分

市町村名	地 帯 区 分						備 考	
	亜高山帯 1,600m 以上	山地帯 1,600m 800m	低山帯 800m 200m	台地・丘陵帯 200m 50m	低地帯 50m 以下			
					荒川以西	大宮台地		中川・加須低地
秩父市	◎	◎	◎	◎			三宝山 (2,483m) 雲取山 (2,017m)	
旧 秩父市	○	◎	◎	◎			大平山 (1,603m)	
旧 荒川村	○	◎	◎				西谷山 (1,718m)	
旧 大滝村	◎	◎	◎				三宝山 (2,483m) 雲取山 (2,017m)	
旧 吉田町		○	◎	◎			城峰山 (1,037m) 塚山 (954m)	
小鹿野町	○	◎	◎	○			両神山 (1,723m)	
旧 小鹿野町		◎	◎	○				
旧 両神村	○	◎	◎				両神山 (1,723m)	
横瀬町		◎	◎				武甲山 (1,304m)	
飯能市		◎	◎	◎			有間山 (1,214m)	
旧 飯能市		○	◎	◎			刈場坂峠 (818m)	
旧 名栗村		◎	◎				有間山 (1,214m)	
皆野町		○	◎	◎			城峰山 (1,037m)	
東秩父村		○	◎	◎			堂平山・白石峠周辺	
神川町		○	◎	◎			城峰山 (1,037m)	
旧 神川町			◎	◎				
旧 神泉村		○	◎	◎			城峰山 (1,037m)	
小川町		○	◎	◎			笠山 (837m)、堂平山付近	
ときがわ町		○	◎	◎			堂平山 (876m)	
旧 都幾川村		○	◎	◎			堂平山 (876m)	
旧 玉川村			◎	◎				
長瀬町			◎	◎			陣見山 (531m)	
越生町			◎	◎			越上山 (567m)	
毛呂山町			◎	◎	○		物見山 (375m)	
美里町			◎	◎			陣見山 (531m)	
寄居町			◎	◎			釜伏山 (582m)	
本庄市			◎	◎		◎	上阿久原付近 (594m)	
旧 本庄市				◎		◎		
旧 児玉町			◎	◎			上阿久原付近 (594m)	
日高市			○	◎	○		物見山 (375m)	
深谷市			○	◎		◎	鐘撞堂山 (330m)	
旧 深谷市				◎		◎		
旧 岡部町				◎		◎		
旧 川本町				◎				
旧 花園町			○	◎			鐘撞堂山 (330m)	
上里町				◎				

市町村名	地 帯 区 分							備 考
	亜高山帯 1,600m 以上	山地帯 1,600m 800m	低山帯 800m 200m	台地・丘陵帯 200m 50m	低地帯 50m以下			
					荒川以西	大宮台地	中川・加須低地	
入間市				○				代表的な高標高地
熊谷市				○	○		○	
旧熊谷市				○	○		○	
旧大里町				○	○			
旧江南町				○	○		○	
旧妻沼町							○	
嵐山町				○	○			
滑川町				○	○			
鳩山町				○	○			
狭山市				○	○			
所沢市				○	○			
吉見町				○	○			
東松山市				○	○			
坂戸市				○	○			
鶴ヶ島市				○	○			
三芳町				○	○			
新座市				○	○			
川越市				○	○	○		
ふじみ野市					○			
旧大井町					○			
旧上福岡市					○			
富士見市					○			
川島町					○	○		
志木市					○	○		
朝霞市					○	○		
和光市					○	○		
北本市					○	○		
桶川市					○	○		
鴻巣市					○	○	○	
旧鴻巣市					○	○	○	
旧川里町							○	
旧吹上町					○	○	○	
さいたま市					○	○	○	
旧岩槻市						○	○	
旧浦和市						○		
旧大宮市					○	○		
旧与野市						○		
戸田市					○	○		
蕨市						○		
伊奈町						○		
蓮田市						○		
上尾市						○	○	
白岡市						○	○	
旧白岡町						○	○	

市町村名	地 帯 区 分						備 考	
	亜高山帯 1,600m 以上	山地帯 1,600m 800m	低山帯 800m 200m	台地・丘陵帯 200m 50m	低地帯 50m以下			
					荒川以西	大宮台地		中川・加須低地
川口市						○	○	代表的な高標高地
旧川口市						○	○	
旧鳩ヶ谷市						○		
久喜市						○	○	
旧久喜市							○	
旧栗橋町							○	
旧菖蒲町						○	○	
旧鷺宮町							○	
宮代町						○	○	
春日部市						○	○	
旧春日部市						○	○	
旧庄和町							○	
草加市						○	○	
行田市							○	
旧行田市							○	
旧南河原村							○	
羽生市							○	
加須市							○	
旧加須市							○	
旧大利根町							○	
旧北川辺町							○	
旧騎西町							○	
幸手市							○	
杉戸町							○	
松伏町							○	
越谷市							○	
吉川市							○	
八潮市							○	
三郷市							○	

6 埼玉県レッドリストのカテゴリー（ランク）の定義

本書におけるレッドリストのカテゴリー（ランク）は、環境省が2012年に公表した『環境省レッドリストカテゴリーと判定基準』に準拠しつつ、埼玉県独自のカテゴリーをいくつか付加して表2のような基準を定めた。

これらのうち、NT1・NT2・RTの3つのカテゴリーは改訂版から採用してきた埼玉県独自のカテゴリーである。

本書でも、ランクの判断基準について前2版のものに修正を加えた上で、これら埼玉県独自のカテゴリーを引き続き導入している。

表 2 埼玉県レッドリスト動物編のカテゴリーと判定基準

区 分	基本概念および定性的要件	
絶 滅 (EX)	埼玉県ではすでに絶滅したと考えられる種。	
野 生 絶 滅 (EW)	埼玉県在来個体群で、飼育下でのみ存続している種。	
絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ○ 絶滅危惧 I A 類 (CR) ○ 絶滅危惧 I B 類 (EN)	埼玉県において絶滅の危機に瀕している種。 CR: ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種。 EN: I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種。	
絶滅危惧 II 類 (VU)	埼玉県において絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられる種。	
準絶滅危惧 (NT) ○ 準絶滅危惧 1 型 (NT1) ○ 準絶滅危惧 2 型 (NT2)	準絶滅危惧 1 型 (NT1) 種本来の特性として脆弱な要素をもつ種。すなわち、生息地が局限されている、もしくは生活史の一部またはすべてにおいて特殊な環境条件を必要としている種。	準絶滅危惧 2 型 (NT2) 生息状況の推移から判断して種の存続への圧迫が強まっていると判断される種。すなわち、生息地における個体密度の低下や生息地そのものの減少が顕著に認められる種や、過度の採集圧がかかっている、交雑可能な別種が侵入していることなどが認められる種。
情 報 不 足 (DD)	埼玉県では評価に必要な情報が不足している種。 環境条件の変化によっては、容易に「絶滅危惧」のカテゴリー (VU 以上) に移行する属性を有しているが、そのカテゴリーを判定するに足る情報が不足している種。	
絶滅の恐れがある地域個体群 (LP)	埼玉県において地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いものの。	
地帯別危惧 (RT) (注 1)	全県的には絶滅の危険性は低いものの、地帯区分 (注 2) でみた場合にすでに絶滅した地帯がある、もしくは絶滅の恐れを危惧すべき地帯があると判断される種。	

EX: Extinct EW: Extinct in the Wild CR: Critically Endangered EN: Endangered VU: Vulnerable
NT: Near Threatened DD: Data Deficient LP: Threatened Local Population RT: Regionally Threatened
本表における『種』とは、種および亜種を示す。

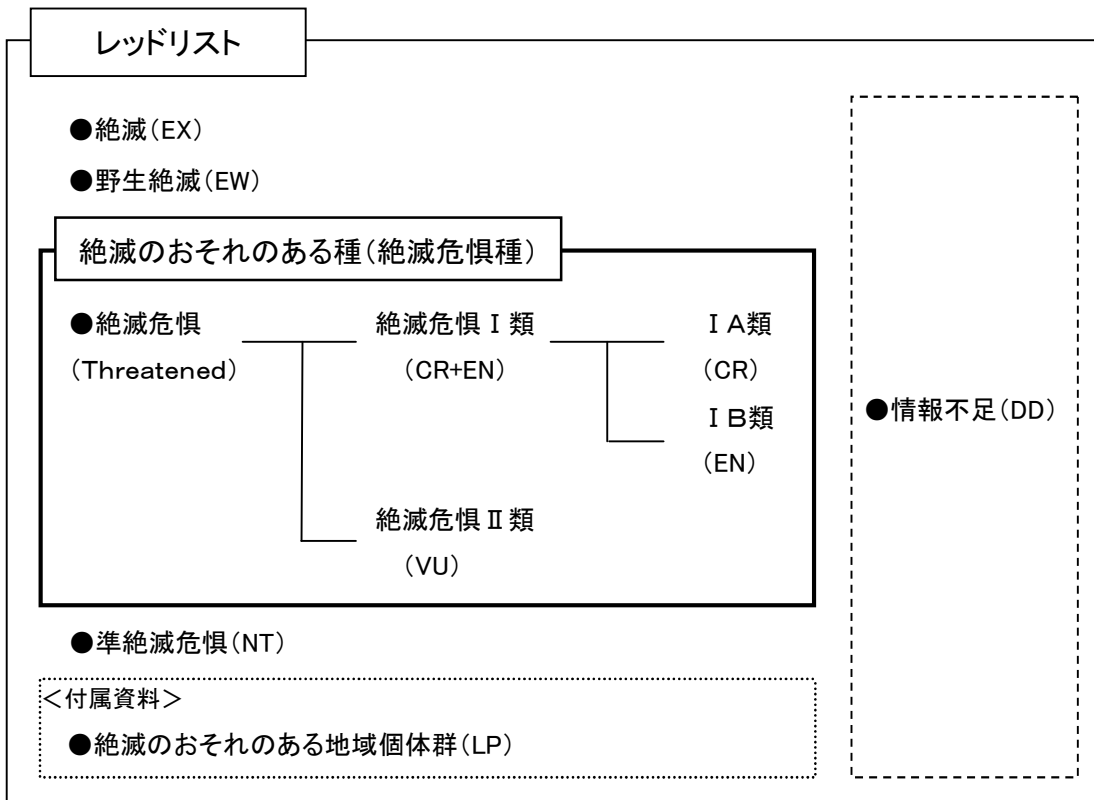
注 1 このカテゴリーは、地帯別評価では採用しない。

注 2 地帯区分については、前項『5 地帯区分について』を参照。

環境省レッドリストカテゴリーと判定基準（2012）

【カテゴリー（ランク）】

今回のレッドリストの見直しに際して用いたカテゴリーは下記のとおりであり、第3次レッドリスト（2006、2007）で使用されているカテゴリーと同一である。



【判定基準】

2001年にIUCN（国際自然保護連合）が新たな数値基準を採用した「IUCNレッドリストカテゴリーと基準」*1を発行したことを受けて、前回のレッドリスト見直し時にカテゴリーの判定基準の一部変更を行った。今回の見直しにおいても前回の判定基準を踏襲して、各対象種の評価を実施した。判定基準の詳細については、次ページ以降に示すとおりである。

また、数値基準による評価が可能となるようなデータが得られない種も多いことから、第3次リストで用いてきたものと同様に、「定性的要件」と「定量的要件(数値基準)」を併用し、数値基準に基づいて評価することが可能な種については、「定量的要件」を適用することとした。なお、「定性的要件」と「定量的要件」は、必ずしも厳密な対応関係にあるわけではないが、現時点では併用が最善との結論に至ったものである。

*1 IUCN (2001) IUCN Red List Categories and Criteria: Version 3.1. IUCN Species Survival Commission. Gland, Switzerland and Cambridge, U.K.

■カテゴリー（ランク）と判定基準

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
絶滅 Extinct (EX) 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種(注1.以下同じ)	過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	
野生絶滅 Extinct in the Wild (EW) 飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、我が国において野生ではすでに絶滅したと考えられる種 【確実な情報があるもの】 ①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。 【情報量が少ないもの】 ③過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。	
絶滅危惧 I 類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。 T H R E A T E N E D	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	絶滅危惧 I A 類 Critically Endangered (CR) ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。 A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。 1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間(注2.以下同じ)を通じて、90%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。 2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。 4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において80%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 B. 出現範囲が100km ² 未満もしくは生息地面積が10km ² 未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。 1. 生息地が過度に分断されているか、ただ1カ所の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。

(注1)種:動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

(注2)過去10年間もしくは3世代:1世代が短く3世代に要する期間が10年未満のものは年数を、1世代が長く3世代に要する期間が10年を超えるものは世代数を採用する。

■ カテゴリー（ランク）と判定基準

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>絶滅危惧 I 類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">絶滅危惧 THREATENED</p>		<p>絶滅危惧 I A 類 Critically Endangered (CR)</p> <p>ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が250未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3年間もしくは1世代のどちらか長い期間に25%以上の継続的な減少が推定される。 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> 50以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 1つの下位個体群中に90%以上の成熟個体が属している。 成熟個体数の極度の減少 <p>D. 成熟個体数が50未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、10年間、もしくは3世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が50%以上と予測される場合。</p>
		<p>絶滅危惧 I B 類 Endangered (EN)</p> <p>I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p> <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、70%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において50%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 <p>B. 出現範囲が5,000km²未満もしくは生息地面積が500km²未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生息地が過度に分断されているか、5以下の地点に限定されている。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。

■ カテゴリー（ランク）と判定基準

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>絶滅危惧 I 類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>		<p>絶滅危惧 I B 類 Endangered (EN)</p> <p>I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が2,500未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5年間もしくは2世代のどちらか長い期間に20%以上の継続的な減少が推定される。 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> 250以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 1つの下位個体群中に95%以上の成熟個体が属している。 成熟個体数の極度の減少 <p>D. 成熟個体数が250未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、20年間、もしくは5世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が20%以上と予測される場合。</p>
<p>絶滅危惧 II 類 Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ② 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③ 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。 	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 <p>B. 出現範囲が20,000km²未満もしくは生息地面積が 2,000km²未満であると推定され、また次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生息度が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。

■ カテゴリー（ランク）と判定基準

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">絶滅危惧 T H R E A T E N E D</p>		<p>C. 個体群の成熟個体数が10,000未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 10年間もしくは3世代のどちらか長い期間に10%以上の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> i) 1,000以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 ii) 1つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している。 b) 成熟個体数の極度の減少 <p>D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が1,000未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。</p> <p>E. 数量解析により、100年間における絶滅の可能性が10%以上と予測される場合。</p>
<p>準絶滅危惧 Near Threatened (NT) 存続基盤が脆弱な種</p> <p>現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。</p>	<p>次に該当する種</p> <p>生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> a) 個体数が減少している。 b) 生息条件が悪化している。 c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d) 交雑可能な別種が侵入している。 	
<p>情報不足 Data Deficient (DD) 評価するだけの情報が不足している種</p>	<p>次に該当する種</p> <p>環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性(具体的には、次のいずれかの要素)を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。</p> <ol style="list-style-type: none"> a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b) 生息地が局限されている。 c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する(分布域がごく限られた固有種等)。 d) 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。 	

■ 付属資料

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>絶滅のおそれのある地域個体群 Threatened Local Population (LP)</p> <p>地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する地域個体群</p> <p>①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。</p> <p>②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。</p>	